

指定通所介護事業所の看護職員配置に係る Q&A

問1 指定通所介護事業所に看護職員の配置は必要か

サービス提供日には必ず、専従の看護職員を配置しなければなりません。※
ただし、病院、診療所、又は訪問看護ステーションとの協定等によって2つの条件を満たしている場合には、看護職員が確保されているものとします。

- 看護職員がサービス提供日ごとに指定通所介護事業所内で利用者の健康状態の確認等を行う。
- 病院、診療所、訪問看護ステーションと指定通所介護事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携（問2参照。）が図られている。

☆看護職員の配置の基準

指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上となるために必要な数

（東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則第17条第二項）

☆指定通所介護の具体的取扱方針（抄）

常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な指定通所介護を利用者の希望に沿って適切に提供すること。

（東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第106条）

※ 事業所の利用定員が10人以下である場合は、例外あり

問2 「密接かつ適切な連携」とはどのようなものか

「密接かつ適切な連携」とは、当該通所介護事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することをいいます。

問3 看護職員はサービス提供時間帯を通じて専従する必要があるのか

看護職員については、提供時間帯を通じて専従する必要はありませんが、当該看護職員は提供時間帯を通じて指定通所介護事業所と密接かつ適切な連携（問2参照。）が図られるような体制を確保してください。

なお、その場合であっても、提供日ごとに当該事業所において利用者の健康状態の確認等を行う時間帯は専従が必要です。

問4 利用者の健康状態の確認等にはどのくらいの時間が必要か

利用者数、利用者の心身の状況等のさまざまな事情によって、必要とされる看護職員の業務量は異なります。利用者全員に対して適切に健康状態の確認等が行える業務量を把握し、それに応じた時間としてください。

問5 看護職員が当該指定通所介護事業所の機能訓練指導員として兼務することは可能か

機能訓練指導員と兼務する場合は、次の2点を満たすことが必要です。

- ・提供日ごとに、看護職員として専従する時間を確保すること。
- ・「密接かつ適切な連携」を図ること（問2参照。）。

問6 同一法人他事業所にて従事しているような場合は「密接かつ適切な連携」として認められるのか

同一法人他事業所と兼務する場合は、次の2点を満たすことが必要です。

- ・提供日ごとに、看護職員として専従する時間を確保すること。
- ・「密接かつ適切な連携」を図ること（問2参照。）。

なお、同一法人他事業所にて勤務する時間中に必要があった場合の、事業所に駆けつけることのできる体制や適切な指示を受けられる体制について、具体的な運用方法をあらかじめ取り決めてください。

問7 その他看護職員の配置について留意する事項は何か

問1について、病院、診療所又は訪問看護ステーションとの協定等で確保した看護職員により配置を行う場合、特に以下の点に注意してください。

- ・病院、診療所又は訪問看護ステーションとの協定等は文書により行ってください。
- ・訪問看護ステーションの看護職員が通所介護事業所内で業務を行う時間は、指定訪問看護事業所の看護職員としての勤務時間に含めることはできません。

問8 事業所に駆けつけることができる体制とは、距離的にどの程度まで離れた範囲までを想定しているのか

事業所に駆けつけることができる体制に係る距離的概念については、地域の実情に応じて対応するため、一概に示すことはできません。

問9 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの協定等にて注意する事項は何か

病院、診療所又は訪問看護ステーションとの協定等は、指定通所介護事業所の提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携が図られていることを明確にするため、文書により行われる必要があります。協定等の具体的な内容は個別の事情により異なりますが、例示として以下の項目について明記する必要があります。

- ・提供日ごとに指定通所介護事業所にて、利用者の健康状態の確認を含め必要な業務を行う旨
- ・提供時間帯を通じ、必要があった場合に看護職員が駆けつけることができる体制や協定先の病院等から適切な指示を受けられる連絡体制を確保する旨及びその具体的な運用方法
- ・当該協定等に関して利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- ・その他協定等の適切な実施の確保のために必要な事項

問10 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約で確保した看護職員が提供日ごとに通所介護事業所において利用者の健康状態の確認等を行った際、当該看護職員の氏名や業務内容が分かる記録は必要か。

サービス提供記録の中で、利用者の健康状態の確認等を当該看護職員が行ったことを記載する等、病院、診療所又は訪問看護ステーションとの契約が確実に履行された記録が必要です。

問11 新規指定申請時・変更届提出時に注意する点はどのようなことか？

以下の点に注意して申請・届出を行って下さい。

(1) 病院、診療所又は訪問看護ステーションの協定等に基づき看護職員を確保する場合

① 勤務形態一覧表

- ・病院、診療所又は訪問看護ステーションとの協定等にて看護職員を確保する場合においても、当該看護職員について指定通所介護事業所の勤務形態一覧表に勤務時間を記載してください。
- ・指定通所介護事業所に訪問する看護職員が特定されている場合は氏名も含めて記載してください。氏名が特定されない場合でも勤務時間は記載して下さい。
- ・備考欄には、看護職員の所属する病院、診療所、訪問看護ステーションの名称を記載してください。

② 病院、診療所又は訪問看護ステーションとの協定等の写し

- ・問9の回答にてお示しした内容が明記されている協定書等の写しを提出して下さい。

(2) 看護職員が併設・近接する同一法人の他事業所と兼務する場合

- ・勤務形態一覧表に当該看護職員の氏名、勤務時間等を記載し、備考欄に「併設・・・兼務」などと記載してください（従来通り）。

例) 「同一敷地内老健兼務」

(東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係)